# 手続名

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請手続

### 担当課・係(連絡先)

高齢者福祉課(049-251-2711 内線392)

### 手続説明

#### ・概要

衛生管理面などで福祉用具貸与(レンタル)になじまない、入浴やトイレで使う福祉用具について、購入にかかった費用の9割相当額が「福祉用具購入費」として償還払いで支給されます。

なお、支給額は、支給限度基準額(10万円)の7~9割(7~9万円)が上限 となります。

#### 対象種目

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具
- 4)簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具部分

### • 対象者

要支援・要介護認定を受けている在宅の方

## 必要書類

#### ・マイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi tetsuzuki/mynumber/mynamber seido/mainanba201410.html

- •福祉用具購入費支給申請書
- ・販売計画書
- ・サービス担当者会議録の写し
- ・購入品のカタログ
- ・領収書原本、コピー

# 手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo\_sogojigyo/2012-0312-0943-37.html

出張所での取扱いなし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし